

構築犯罪学 (constitutive criminology) の系譜、

説明・解釈、脱構築・再構築の可能性と限界

～(ポスト) ポストモダンの刑事学序説～

竹村 典良

一 思想基盤と系譜

二 説明と解釈～偶発性、再帰性、言説的実践～

三 脱構築・再構築の可能性と限界

犯罪と刑罰に関するエピステモロジーは、具体的な犯罪概念・刑罰形態の時間的空間的言説的構築ばかりでなく、説明・解釈手段としての犯罪学（刑事学）の可能性と限界も明らかにする。近代科学の原因―結果、目的―手段という認識・思考枠組みは、犯罪学の領域においては犯罪の要因を解明しその対策を立てるという極めて簡素な図式を支えてきたが、現代社会に生起する複雑多様な社会現象を捕捉することはできず、すでに破綻を来しているといつても過言ではないであろう。⁽¹⁾いわゆる「複雑系の科学」が標榜する近代科学の超克は、犯罪学（刑事学）の領域においても必要不可欠であり、偶発性、再帰性、言説的実践を基盤として犯罪・刑罰を説明・解釈し、犯罪学（刑事学）の脱

構築・再構築を横断的に実践する構築犯罪学は、構築過程の真っ只中にある現段階においては十分な評価はできないとしても、(ポスト) ポストモダンの刑事学のプロローグとして位置付けることができるであろう。⁽²⁾

構築犯罪学は犯罪の研究に関して肯定的で全体的(holistic) 視点に立つアプローチを提示する。個々人は世界を形成するばかりではなく世界によつて形成されるとの考え方を出発点とするならば、犯罪を犯しあるいは他者を被害者にする人々の行為は、これらの者たちがその一部を構成する社会から切り離して理解することはできない。構築犯罪学は、犯罪の原因となる要因を明らかにするのではなく、人間主体と人間が発展させてきた社会的組織的構造による犯罪の共同生産(co-production)について考察する。この考察によつて示されるのは、第一に、犯罪は再帰的で言説的なプロセスとして脱構築されなければならない。第二に、再帰の防止を目差して、再構築が意識的に試みられなければならない、ということである。社会科学や人文科学に浸透するポストモダニズムの議論を参考にして、構築犯罪学は再構築と方向転換に焦点を当て、犯罪と刑罰を説明・解釈するための創造的なアプローチを探求する。⁽³⁾

本稿は、構築犯罪学の思想基盤と系譜を明らかにし、その犯罪に関する説明と解釈、および、偶発性、再帰性、言説的実践による脱構築・再構築のプロセスを素描し、可能性と限界を批判的に検討する」とを目的としている。

一 思想基盤と系譜

アッリゴ(Bruce Arrigo)⁽⁴⁾によれば、構築犯罪学は、実存主義的現象学、ラベリング理論、社会構造論、ポスト構造主義の四つの思想基盤を背景に持つている。また、構築思想について見ると、その知的系譜は、フィツツパトリック(Peter Fitzpatrick)他のポストフーカー研究⁽⁵⁾、ギデンズ(Anthony Giddens)の構造化論(theory of structur-

⁽¹⁾ation)、マーク・A・(Stanley Cohen) の社会統制分類学 (social control taxonomy)、ピエール・ボアード (Pierre Bourdieu) の知識形成の社会学 (sociology of knowledge formulations)、ヘルバート・ブルナー (Herbert Blumer) の構成社会学 (symbolic interactionism)⁽²⁾、マルクス (Karl Marx) の政治経済学 (political economy) を想起させる。構築犯罪学の構築に積極的に取り組んでいたのは、スチュアート・ヘンリイーとドラグナノヴィッチ (Stuart Henry and Dragan Milovanovic) ⁽³⁾である。

第一に、実存主義的現象学との関係について、構築犯罪学は、アルフレッド・シュツ (Alfred Schutz) の洞察に焦点を当て⁽⁴⁾、現象学の考え方を推し進めてくる。人間の主体的行為は、主体が構築される前形成された知識の蓄積 (preconfigured stock of knowledge) と関係する。田口に関する中心的意味は、われわれが意味付けられる社会構造の内部において、それを媒介としてだけ存在する。有意的存在は生活世界の中にアイデンティティーを位置付ける。これらは日常のディスクoursesの中で再構築され再正当化される「概念表象」 (summary representation) である⁽⁵⁾。

第二に、構築犯罪学と特に密接に関係するのは「役割吸収」 (role engulfment) に関するラグリング・ベースペクティブである。⁽⁶⁾ラグリング社会学が外部から動員された潜在的な精神不安定状態を指摘したのに対し、構築理論は主体的行為と構造の二重性によって相互関係的に活性化され得るものという根源的超自由主義 (radical superliberalism) を提案する。相互連結 (interconnectedness) による概念が構築犯罪学の中心をなす。犯罪と犯罪者は主体的行為が否定される時に生じる有害性による定義で行われる。この主体的行為の否定は他の行為主体によって再生産され固定された日常的な社会構造から生み出される。これによって、人々の人間性が否定され、妨害され、抑圧される。構築犯罪学は、そのようにして発生する有害性を永続的で固定されたものとは考えず、既存のあるいは現れつつある社会的構築に停泊し、社会状況に応じて変化する特徴と結び付いていると考える⁽⁷⁾。

第三に、構築犯罪学の主要な構成要素の中に、社会的構築主義、とりわけ、エスノメソドロジーと類型化が含まれる。これらの考えは、実存的現象学とラベリング社会学を結び付け、構築思想の発展のための確固たる理論枠組を提供する。エスノメソドロジーは、ラベリング社会学と類似して、経験の意味が生じる規範は不斷に流動状態にあるとする所とのでござり、経験の意味を明確にすることは既存の社会的意味に依存する構築である。エスノメソドロジーは人々が現実を理解するために用いる物の見方(知覚・認識)に焦点を当て、基本的に相互主観的・間主観的(intersubjective)なでござりとについてペースペクティブ指向的な解釈を提示する。社会的意味付与は物事の意味を様々な方法で構築するがゆえに、知覚・認識は社会的構築主義にとって重要である。⁽¹⁵⁾

エスノメソドロジーにおいては、環境の意味を理解するための類型化あるいは抽象的概念が用いられる。これらの類型化あるいはイメージはわれわれを取り巻く世界を単純化し組織化する「理念型」である。エスノメソドロジストは、広く用いられている社会的イメージ(類型化)がどのようにわれわれの知覚・認識に影響するのか、現実の構築がどのように色付けられるかというような情報処理の方法に関心を抱いている。このような考え方を構築犯罪学に応用するならば、形式主義的で三段論法的で合理的で純理論的で価値自由なものとして捉える法の定義付けは類型化である。これらの定義付けは、法的領域における言説的現実として秩序と安定性を創造するために用いられる。人々が法とその社会関係を構築する方法、および、両者が主体を構築する方法は、意味のシンボリックなカテゴリーに蓄積された概括表象に依存する。⁽¹⁶⁾

第四に、構築犯罪学は犯罪学におけるディスコース分析に関するポスト構造主義的あるいは(ポスト)ポストモダニン的説明を提供する。これによつて、現在カオス理論に統合されているラカン(Jacques Lacan)の精神分析的記号論に誘われる。置換ディスコース(replacement discourse)によつて、拘禁という近代思想を超えて公正な社会(just

community) へ、社会復帰を超えて主体の再構築と回復へ、処遇を超えて物語的セラピー (narrative therapy) へと移行が生じる。⁽²⁾ 置換ディスクースは、言語によってもたらされた沈黙の自暴自棄、害悪の中でその主体性が失われてしまつた人々の声を再生するために結集された叫びである。それは犯罪学における（ポスト）ポストモダンの正義に適う政策 (justice policy) を促進し、フーコー的な規律実践をニーチェ的な可能性の言語に置き換える」とを標榜している。この新しい言語は「横断的実践」(transpraxis) を必要とする。そこでは、単に既存のヒエラルキー関係を逆転することによって生産、支配、絶望の諸関係が無意識に再生産されなければならない。それに代わって、抑圧的な関係は脱構築され、認識と正当性を求める主体の欲求を十全に満たすような方法に再構築されなければならない。

メディアのコードとサウンド・バイトが浸透する世界においては、法と犯罪学に関する主体の概念は、イメージが現実それ自体よりもより確実になるような仕方で形成される。人工的に作り出された対象物と行為主体が、対象物や行為主体それ自体よりも極めて真正を帯びるようになる。構築思想とポストモダニズム、メディア・文化研究、性、人種、階級が重複する局面を有することを明らかにした社会学的研究を統合することによって、置換ディスクースを作り出し、「横断的実践」を考える方向に向かわせる。このような方向は、解放を望む主体に希望を与え、法的犯罪的議論に対するより人間性にかなつた反応を確立する良い前兆となるものである。

これら四つの基本思想がどのように構築犯罪学へと総括的に構築されるかが次に問題となる。その説明・解釈が「（ポスト）ポストモダンの刑事学」の名に値するか、構築犯罪学の真価が問わされることになる。

二 説明と解釈～偶発性、再帰性、言説的実践～

構築犯罪学は人間行為主体とその社会世界との相互関係が犯罪、被害者、統制をリアリティーとして構築する方法を明らかにすることに関心を抱いている。それはいかにこれらのリアリティーが脱構築され、いかに有害でない代替物が構築され得るかに向けられている。同時に、犯罪概念が取つて替わられなければならないとするならば、それは必然的に人間主体の脱構築と再構築を含まなければならないのであり、また、社会的に構築されたリアリティーそれ自体がいかに人間行為主体を構築するかに関心が向かう。以下において、ヘンリーとミロヴァノヴィツクの論文⁽²⁰⁾にしたがつて、構築犯罪学のフレームワークを素描する。

ここでは、構築犯罪学の五つの相互に関連する局面を検討することによつてフレームワークが示される。第一に、人間の主体的行為の相互結合、第二に、グローバルなコンテクストにおける社会秩序の捕捉、第三に、法と犯罪の定義に関する構築的仮説の提示、第四に、弁証的モデル (dialectical model) の明示、第五に、構築犯罪学の仮説から導かれる刑事司法政策、司法運営システム、介入思想の記述である。これらによつて、処罰か社会復帰／処遇のいずれかの二分法を超えて犯罪の脱構築に向かう。⁽²¹⁾

1 人間の性質と社会秩序⁽²²⁾

行為主体が構造を作ると同様に、構造もディスコースを通じて行為主体を作る。人間の性質に関する構築犯罪学のビジョンにおいて中心的な問題となるのは、人間の行為主体による言説的実践の役割についてである。ここでは、主体的行為とディスコースと構造が編み合わされていることが強調されなければならない。

構築犯罪学のビジョンにおいて、社会構造はできごとの分類カテゴリーである。そのようなものとして、社会構造は、日常生活における型通りの構築、および、社会構造と関係付けて組織される活動によつて、具体的な存在である

かのように強化される。社会構造が構築される主要な手段は、言語の使用、および、差異の演出による概念の区別といふ言説的実践である。⁽²³⁾ マクロな社会レベルにおいて、資本の論理と統合的に関係づけられた合理化のプロセスは、人々が基本的な関係を捕捉するカタゴリーを構築する媒体を提供する。意味の重要な所記 (signifiers/signifiant) として使われるものは、レトリックの構造、比喩的な表現、メタファー、常套句等ではない。

相互主観的・間主観的コミュニケーション、組織的な処理、資本の論理のレベルにおいて、言説的実践が要点をなす。人間は、テキスト(物語的構築)、すなわち、イメージを構築するために言説的実践を用いる。それによって、所記が特定の能記 (signifieds/signifie) に固定され、それが現実であるかのような特定のイメージが生み出される。これららのテキストは、行為主体が再帰的に用いる記号論的な行動調整 (semiotic coordinates of action) の機能を果し、それによって原初形態が再構築される。

社会構造がひとたび概括表象として構築されると、それらの継続的存在は日常のディスコースにおける継続的でしばしば無意識のうちに行われる再構築に依存する」となる。このディスコースは、本来的な相互主観的・間主観的コミュニケーション、および、相互主観的・間主観的に構築された意味の領域の外部にその基礎を置く暗黙の理解に充ちている。中心的な意味構築は、概して、一般的な知識の蓄積の一部として「いかににおいて前構築されてい。」物語的なテキストに枠付けられた描写を防衛する組織的な活動は、生命、形態、エネルギー、栄養物、高度の永続性を与えることによって、擁護し、それらに客体のような現実性を付与する主要な手段の一つである。これが、刑事司法が広範に広まっている現在の構築を通じて行っていることである。刑事司法の実務家は、遍在する構築、および、主体的行為に結び付けられ、それによって給餌されるアイデンティティの守護者である。

2 法と規範秩序⁽²⁴⁾

構築理論は、法が社会関係の一部であり社会関係が法の一部であるという考えに基づいている。法と社会の境界面、接点を理解するために決定的であるのは、法と社会の相互作用というよりは両者が社会的に構築される運動と緊張である。構築理論は、スポークが放射状に伸びて社会的規範的秩序に一方向に影響を及ぼすような国家法を社会統制の中心とは考えずに、法的関係が非法的・社会関係によつて浸透して行く形態やメカニズムのような逆方向のプロセスに注意を向かせる。構築的アプローチによる非法的・社会形態の存在と起源に関する考察によれば、非法的・社会形態は、単に法的論証と異なる形態であるのではなく、その重要性と正当化の能力を社会関係の形態から引き出すのである。⁽²⁵⁾

社会関係のいかなる場所も多様な国家的・非国家的法ネットワークによって横断されており、特定のコンテキストにおいて何が法を構築するかは、いかなる法ネットワークがそのコンテキストで交差しているか、どのようにこれらの秩序が動員されるか、どのようにそれらが相互作用するかによつて決まる。一方的でトップダウン的な法の構築は関係する複雑性を明らかにするのを妨げることになる。⁽²⁶⁾

最近における構築的法多元主義の展開はポストモダニストの姿勢を採り、法は社会関係と言説的譯読 (discursive misreading) を通じて相互に構築されると論じる。非国家的規範秩序の言説的プロジェクト (synoptic project) の重要なコンテキストを提供する。トイブナー (Gunther Teubner) によれば、構築的多元主義が把握する法と社会の関係は、言説的編成によつて特徴づけられ、独立しているが絡み合い、閉じられているが開かれているとされるように、きわめて曖昧で、ほとんど逆説的でさえある。そして、この新しい法多元主義は、所与の社会領域において闘争状態にあるひとまとまりの社会規範としてではなく、社会活動を合法／不法の二元コードの下で観察する多様なコミュニケーション

ン・プロセスの複合として定義づけられる。⁽²⁸⁾

構築的な法の概念は、法が政策と法過程の枠組みを作る権力を持つとする点で、自由主義的な法の概念と異なる。法主体という概念は、資本の論理の実践の構築的要素であり、同時にまた、再帰的な結果でもあるという固有の二元的な関係においてのみ理解することができる。このようなアプローチをすることによって、法は構造の所産であるか、相互作用の結果であるという考え方を乗り超える可能性を垣間見ることができる。インフォーマルな社会統制は法の代替形態ではなく、結晶化されたフォーマルで客体的な法の性質が別の場面ではあるが継続的に作り出され維持されるイデオロギー過程の必要な部分である。かくして、構築犯罪学は、法、犯罪、刑事司法が概念化され、それらが現実の結果を持つような客観的現実であるかのように示される方法に関心を向ける。

3 犯罪の定義⁽²⁹⁾

犯罪として捕捉されるものには苦痛、コンフリクト、有害性が含まれる。この犯罪として捕捉される関係に関する人々は不平等関係にあるがために、犯罪はある人々が他者との差異を創り出すエネルギーの表現であり、その時点において権力を持たない人々を排除することを意味する。犯罪は、これらの表現に従う人々が現在あるいは将来において衝突・対決することを否定するような権力の表現の契機にすぎない。犯罪は他者を否定する権力であり、他者の権力に従う人々が人間性を否定されるような苦痛を被る究極的な形態、すなわち、差異を創造する権力である。かくして、犯罪の被害者は非人間とされる。被害者には何もなく、あるのは犯罪の有害性と苦痛だけである。犯罪は権力の表現、権力の主人、苦痛の侍女であると表現することもできるであろう。

法は有害性に関する極めて部分的なリストである。構築犯罪学の立場から犯罪と定義づけられる行為を捕捉する法

の適切なリストを作成するためには、他者の否定から生じる苦痛のコンテクストを出発点としなければならない。現在は犯罪として扱われていないが、ビジネス活動、政府政策、ヒエラルキー的社会関係、家庭内の多数の出来事の多くは犯罪に含められることになるであろう。なぜなら、これらの権力の場は苦痛を生み出す権力の表現を自由にさせる不平等を前提にしているからである。人々の活動の中には、他者に対する権力行使、および、差異を創り出す権利を意図的・非意図的に否定するものが多数存在する。そのような権力を行使する者の活動は害を生み出すが故に犯罪として扱われることになるであろう。

犯罪はいかなるコンテクストにおいてであろうと害悪（苦痛）を創り出す権力という観点から再定義されなければならず、法は他の社会形態との関係を再構築することによってのみ再構築することができる。すなわち、法の装いの下で他者に対する権力行使がなされ害悪が生み出されることがないように社会を再構築することが必要である。

4 犯罪の構築過程⁽³⁾

人間の行為は有意的相互作用の多数で多様なコンテクストから継続して再帰的に生み出される。その一部が「他者を否定する権力の行使」という構築犯罪学による犯罪の定義に当たはまる。「どのようにして犯罪が構築されるか」という基本的問いに合致するのは弁証モデル (dialectical model) である。このモデルにおいては共同決定と相互関係がその中心的位置を占める。

共同決定は、どのように構築的社会領域・形態が相互に関係するかを図解するベン図を用いて、いくつかの部分的に重なり合う領域によつて描写することができる（図1参照）。それぞれの主要な構成要素（犯罪者、被害者、刑事司法、法、社会等の言説領域）は部分的に独立し部分的に共通する社会的構築として存在する。多元性の中で言説領域

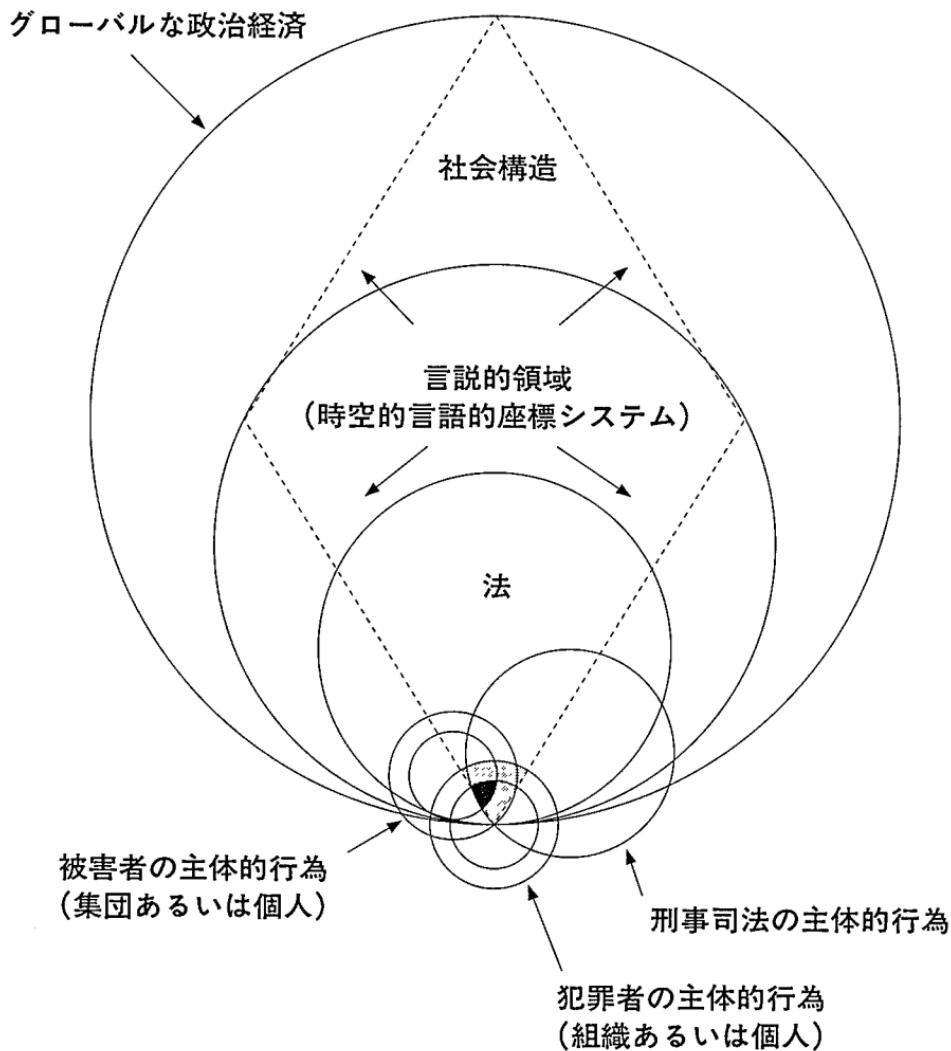


図1 犯罪の言説的構築

(Source : S. Henry and D. Milovanovic, "The Constitution of Constitutive Criminology," in D. Nelken(ed.), *The Futures of Criminology*, London : Sage Publications, 1994, p.121, Figure 5.1 *The discursive constitution of crime*)

を捕捉するのは、多数の相対的に自律し安定した領域が存在し、それぞれ内部で受容可能な物語的構築が生じ得るからである。

ここではディスコースの差異に言及する」とも重要である。行為主体が自己言及ディスコース (self-referential discourse) を生成する社会構造の諸領域は、自身で溶け込み、他の領域の言説構造によって吸収されるような間隙におけるディスコースの生成とは区別される。そのような交渉ディスコース (negotiated discourse) の生成は、人間の行為主体が多様な領域を結び付けるためのいわば接着剤であり、コンフリクトと和解がなされる媒体でもある。代替ディスコースあるいは置換ディスコースは、遍在する言説領域との緊張関係において、他の領域との不可欠な相互結合に基づく変換のための代替手段を供給することを念頭において構築される。統制の弁証の下で、代替的な構造や概念化が交渉領域を通じて取り込まれ、弱体化され、汚染されるが、同時に、言説的間隙を通じて、置換ディスコースは既存の秩序に対する変換能力を持つことができる。

ある構築秩序の変化は必然的に他の構築秩序の変化を生み出す。変化が生じるのは、それを構築するもののいくつかが、他のもののいくつかをそれぞれ構築しているように、同時に他のものもあるからである。共同決定の程度も固定されたものではなく、常に変化しつつ社会的に構築されるダイナミックなものである。そこでは、構築要素は時には合致するものとして構築され、時には他の構築要素と異なるものとして構築される。

犯罪はこのような弁証過程の所産として進行的に生み出される。ある者が、自ら作り出した差異に基づいて、他者が他者自身の差異を作り出す自由を否定する。そこにはシンボリックな暴力、すなわち言語の暴力が含まれている。言語の暴力は、ディスコースの創出を否定された人々に苦痛と損害を蓄積する沈黙の文化を維持する。犯罪を分析することは、その要因を探求することではなく、権力と統制の弁証過程を明確にすることである。

権力は創造と否定、すなわち、他者を服従させる能力と意思を意味する。他者に苦痛、損害、剝奪を惹起するような仕方で他者に権力を行使することは、社会的文化的に制裁が加えられ賞賛される産業社会の制度、経済、政治形態の特徴でもあり、これらはグローバルな政治経済と相互関係にある。犯罪は人々が制度あるいは他のプロセスを通じて相互関係にある者の人間性や高潔さを見失った時に惹起される。犯罪はプロセスによって惹起される。これらは人々が他者との関係からともかく自由であり、独立した個人であると考えることを可能とする弁証過程である。それは、他者が人間の究極的な否定、ステレオタイプに基づく分類カテゴリーによつてのみ認知される過程である。

5 刑事司法政策と実践³²⁾

構築犯罪学のパースペクティブによれば、統制制度は人間の行為主体の間の関係であり、言説的に構築された社会構造の間の概念的区別を取り締まる。そのような区別の取締りは、堆積され差異化されたシンボリック・システム、すなわち、価値を負わされた政治的な含意を有する記号・標識が相互主観的・間主観的関係を通じて入手可能であるかどうかによつて媒介されるプロセスである。これらの関係がひとたび構築され、シンボリックな形態に表現されると、それ自体が構造となり、主体的行為や制度として相対的自律性を持つようになる。今度は、私的あるいは内的な統制関係によつて取締りを受けることになる。こうして、意味連鎖、物語的構築、対象化された日常活動の碎片が特定のディスクoursesの内部を浮遊する。これらのディスクoursesの内部に特有な主体のポジションが存在し、枠付け、思考、言及可能なものを構造化する。特定のディスクourses領域の中にこれらのポジションを仮定し、記号形態を当てることによつて、首尾一貫する物語的構築が可能となる。

以上のように考へるならば、刑事司法政策は言説的に生み出された「統制思想」に出自する組織的活動のためのイ

デオロギーおよび計画にはかならない。その活動は防衛するよう組織化されているものの現実に反映している。統制制度は統制ディスコースと原社会構造 (parent social structure) に起源を有し、それらから分離することはできないが、相互に折り込み (含意し) 合う関係にあるが故に、構造も統制形態なしに存在することはできない。

構築犯罪学は、犯罪を構築するすべての構築過程の構成要素に刑事司法政策が向かうように提案する。犯罪者、被害者、法、刑事司法機関、政治経済がグローバルな政治経済の中でひとまとまりとして存在することを認識することなく一つだけを下手にいじくりまわすことは部分的な応答となつてしまふ。権力はグローバルな政治経済において構築されているが、そのようなコンテクストの中において権力を脱構築し、人間関係の相互依存性と間主觀性を強調する社会政策を通じて、社会構造が再構築されなければならない。人間の行為主体の世界認識から生まれ、帰属社会集団に媒介される目的的な社会活動として実践が捉えられるならば、それはより内容豊富な「横断的実践」という概念によつて取つて代わられなければならない。この横断的実践を通じて、会話、認識、概念化、理論化という構築的生産的作業によつて再生産される主体的行為と構造の相互関係が継続的に認識される。横断的実践はその言語である置換ディスコースによつて促進されなければならない。この置換ディスコースは、単に世界について説明し意味付けるいま一つの方法であるばかりでなく、犯罪の流動的性質とその法的処理を捕捉するものもある。そこでは、犯罪統制のための権力の総体の一部であるインフォーマルで周縁的な無言の実践の回復が求められる。代替的意味付け、多様で言説的な主体のポジション、記号論的格子 (semiotic grid : paradigm/syntagm) が提示される。それによつて、苦痛と損害の賦課形態を支えるカテゴリー化、抽象化、形式化を脱特権化(de-privilege) する代替的物語的構築 (alternative narrative constructions) が発生しある。

デ・ハーン (Willem De Haan) によれば、様々な抑圧され周縁化された言説的実践に対し、純粹な考慮をするた

めのフォーラムを提供することが必要である。総体性とこれらの排除された部分のリアリティー創造過程への寄与を理解することによって、われわれの社会における犯罪と犯罪統制の現象を代替的に理解することが可能となる。総体的な構築過程を理解することによって、犯罪と犯罪統制の脱構築、矯正の矯正、自己否定の究極的刑事司法政策の端緒となる置換ディスコースを生成することができる。⁽³³⁾

三 脱構築・再構築の可能性と限界

構築犯罪学は再構築と方向転換に関心を抱いている。脱構築と再構築は、有害でない世界、すなわち、常に変化に開かれ、現れつつ現された社会形態に適合するが、具象と实体を有する偶発的で修正可能な世界を発展させるための基本的で共同的な構成要素である。「構築」は築きながら築かれる、創りながら創られる、全體の構成要素である部分が全體を作るという二重の関係を表わす概念である。

構築犯罪学によれば、人間は他者との相互作用、とりわけディスコースを通じて環境を変形することによって他者と共に能動的に世界を創り出す。言語やシンボリックな表現を通じて、差異が明らかにされ、カテゴリーが構築され、構築されたりアリティーに対する信念が共有される。人間の行為はこれらのリアリティーの社会的構築に向けられる。社会的に構築され、言説的に組織された秩序とリアリティーのカテゴリーにエネルギーが投資される過程において、人間主体は世界を形成するばかりでなく、人間主体も世界によつて形成される。両者は自己と他者の主体的行為の共生産者であり、共同生産物である。

構築犯罪学はどのようにしてこの社会的に構築された秩序が、その内部に構築された人間主体と同様に、その過程、

創造されたものによつて、究極的には仲間同士で相互に、害せられ傷つけられ壊されるかを問題としている。そして、これらの有害性を最小限に止めることができるよう、言説的な構築過程に関する十分な洞察を与えるとする。構築犯罪学は人間のエネルギーを有害性の少ない方向に方向転換することができる社会政策の展開を標榜する。

犯罪を犯し他人を被害者にする人間主体の行為は、社会から分離して理解することはできず、また、文化や構造によって決定された產物として理解することもできない。構築犯罪学は、犯罪を惹起する要因を明らかにしようとするのではなく、人間主体と人間が発展させる社会的組織的構造による犯罪の共同生産について考察しようとしている。この共同生産は社会の構造や文化を通じて行われる。なぜなら、これらに対して、人間主体は、犯罪者としてばかりでなく、被害者、刑事司法の実務家、学者、評論家、メディアのリポーター、テレビ番組のプロデューサー、より一般的には、犯罪ビジネスの投資家、生産者、消費者として、能動的に権力を与えているからである。心理的・社会的・文化的マトリックス（犯罪の織物）は、人間の行為主体が他人に対する「有意的」害悪を構築する言説的媒体を提供する。構築犯罪学は、個々の犯罪者が社会環境のいづれかに焦点を当てるのではなく、両者の相互関係を総体的に捕捉しようとする。

犯罪は、自身を差異化する力を奪われた他者を排除してしまうほどに、他者との差異を明確にするエネルギーの表現であると定義づけられる。犯罪は他者を否定する力であり、相対的安定性を有する歴史的・文化的に特有なディスコースから生まれる再帰的生産（繰り返される自己言及的活動）である。これらのディスコースは、物質的な基盤を持ちながら、犯罪者が権力と統制の蓄積と表出における「過度の投資家」である社会的行為をコーディネートする。

犯罪は、社会とシステムの両レベルにおける過度の投資家のディスコースを再構築するために、自身を栄養源として拡大し、さらに犯罪を統制しようとするエネルギーを消費する。そのような伝統的な犯罪統制の努力の結果は、警察

や刑務所のような刑事司法制度の拡大という形態であれ、メディアにおいて詳細に物語られる政策的レトリックであれ、犯罪のエンジンに燃料を供給するだけである。そのような統制的介入は犯罪行為を新たなレベルの投資、自己閉鎖的な改革に持ち込む。無神経の残酷化という矛盾した感情、あわれみの疲弊^[34]、大衆の恐怖^[35]、暴力は、統制手段への更なる投資を求め、この循環過程にさらなる栄養源を供給することとなる。要するに、犯罪は他者の反作用を吸収することによって自己維持をはかるオートポイエティックな（自己言及的な）システムにほかならない^[36]。

構築犯罪学が示唆するのは、第一に、犯罪は再帰的で言説的な過程として脱構築されなければならず、第二に、この意図的な試みは、再帰の防止という考え方を持つて、再構築によってなされなければならない。それは、積極的な社会的構築のための代替的な「置換ディスコース」によって成し遂げられる。これらの構築は、権力行使・統制の契機としての犯罪を脱構築するように企てられ、現実の社会的構築ができるように代替的媒体を提示する。この媒体は一元的なものではなく、多様な物語を語り、多様な特異性を有し、真理の脱構築を目指す知識に言及する。置換ディスコースは、一つの真理を他の真理に置き換えるのではなく、権力の遍在に対する多様な抵抗を惹起する^[37]。それは、抵抗を超えて、言説的な多様性を通じて、これまで価値が減じられ無視されてきたインフォーマルな知識を提供する。

構築犯罪学の主たる重要性は、犯罪学の分裂^[38]を乗り越えて犯罪の理解・説明のための学際的アプローチを提供し、多様な視点を内包する犯罪学の構築を行なうことにある。⁽³⁹⁾

最後に、構築犯罪学の主幹は、犯罪の説明・解釈に関する伝統的な原因—結果モデル、および、事件（できごと）処理における中央集権的な刑事司法政策の目的—手段モデルを脱構築し、横断的実践を契機とする新たな認識・実践方法を再構築することにある。しかしながら、脱構築と再構築の交接点における転換、すなわち、構築の否定的評価から肯定的評価への転換がなぜどのようにして生じるのかは必ずしも明らかではない。ディスコース分析と構築との

関係、および、脱構築から再構築へのプロセスを詳細に検討すればよい。構築概念の意味内容を明かにすれば、これが構築犯罪学の今後の課題であら。

【注】

(1) 宝月誠「逸脱理論における「実証主義」支配」北川隆吉・西島喬編『20世紀社会学理論の検証』(有信堂・1996年) 119~156頁、宮澤節生「共同体と法」〈解釈主義と実証主義〉法律時報六九巻1号(1997年) 146~147頁。

(2) Hunt, A., "Postmodernism and critical criminology," in B. D. Maclean and D. Milovanovic (eds.), *New Directions in Critical Criminology*, Vancouver: Collective Press, 1991, pp. 79-95 (Abridged in J. Muncie, E. McLaughlin and M. Langan (eds.), *Criminological Perspectives: A Reader*, London: Sage, 1996, pp. 484-488); "Critical Criminology -Past, Present and Future," *American Society of Criminology Newsletter*, Vol. 7 No. 2 and 3 [Special Issue], 1997; Foucault, M. (C. Gordon ed.), *Power/Knowledge*, Brighton: Harvester Press, 1980.

(3) ポストモダニズムのもうひとつの見解の分かれるところである。Lash, S., *Sociology of Postmodernism*, London: Routledge, 1990 (田中義久翻訳『ポストモダニズムの社会学』法政大学出版社・1991年); Giddens, A., *The Consequences of Modernity*, London: Polity Press, 1990 (森脇精文・小幡由穂『現代の社会』); Giddens, A., *Na het postmodernisme: van een oude tijd naar een nieuwe tijd* (1991年) van Peursem, C. A., *Na het postmodernisme: van metaphysica tot filosofisch surrealisme*, Den Haag: Kok Agora/Pelckmans, 1994 (和田謙二訳『ポストモダニズムの思想』); Lyon, D., *Postmodernity*, London: Open University Press, 1994 (和田謙二訳『ポストモダニズム』) やほか書房・1996年); Descamps, Ch. (廣瀬浩司訳)『ハック現代哲学の最前線』(講談社・1995年) 101~111頁、吉岡洋『思想』の現在形~複雑系・電腦空間・アーティストによる「心地のいい批判的ハッブルメント」(異洋書房・1996年)、降旗洋『アーティスト』(講談社・1997年) 111~111頁。

- (→) Henry, S., and D. Milovanovic, *Constitutive Criminology : Beyond Postmodernism*, London : Sage Publications, 1996, pp. ix-xii.
- (○) Arrigo, B., "Book Reviews : Stuart Henry and Dragan Milovanovic, Constitutive Criminology : Beyond Postmodernism, London : Sage Publications, 1996. xiii + 288pp. ; Alan Hunt, Explorations in Law and Society : A Constitutive Theory of Law, New York : Routledge, 1993, "Theoretical Criminology, Vol. 1 No. 3, 1997, pp. 392-396.
- (○) Pasquino, P., "Criminology : The Birth of a Special Knowledge," in Burchell, G., C. Gordon and P. Miller (eds.), *The Foucault Effect : Studies in Governmentality with Two Lectures by and an Interview with Michel Foucault*, Chicago : University of Chicago Press, 1991, pp. 231-250 ; Garland, D., "Governmentality' and the problem of crime : Foucault, criminology, sociology," *Theoretical Criminology*, Vol. 1 No. 2, 1997, pp. 173-214 ; Mathiesen, T., "The viewer society : Michel Foucault's 'Panopticon' revisited," *Theoretical Criminology*, Vol. 1 No. 2, 1997, pp. 215-234 ; Dreyfus, H. L., and P. Rabinow, *Michel Foucault : Beyond Structuralism and Hermeneutics (second edition)*, Chicago : University of Chicago Press, 1983 (三井図書・織田謙一訳『ミシェル・フーケー・構造主義と解釈学を超えて』) 築善書房・一九九六年) ; Deleuze, G., *Foucault*, Les Edition de Minuit, 1986. (井上誠一訳『フーケー』河出書房新社・一九八七年) ; 桑田禮彰・福井憲蔵・日本哲士編『ミシェル・フーケー 1926-1984 ~権力・知・歴史~』(新語叢書・一九八四年) ; 桑田禮彰『ハーフォーの系譜学～ハーフォー哲學〈霸權〉の変遷～』(講談社・一九九七年) ; 金森修『ハーフォーと科学認識論の系譜～カハギンバ、タカラヒ、ハーフォー～』(勁草書房・一九九四年) ; 木下一重「韓集・ハーフォーのハーフォー」現代思想115巻11号 (一九九七年)。
- (○) Giddens, A., *New Rules of Sociological Method : A Positive Critique of Interpretative Sociologies*, Hutchinson, 1976 (松尾精文・藤井達也・小幡正敏訳『社会学の新しい方法規範～理解社会学の共感的批判～』河出書房・一九九一年) 1111～1185頁 ; 貝沼潤「キトノバ／構造化論の射程」北川隆吉他編・前掲書・11119～11611頁 ; 数々直紀「キトノバの構造化理論」井上俊・上野千鶴子・大澤真幸・見田恭介・吉見俊哉編『岩波講座・現代社会学〔序巻〕现代社会学の理

論と方法」(筑波書店・一九九七年) 111-1111 頁。

- (∞) Cohen, S., *Visions of Social Control*, Cambridge : Polity Press, 1985 ; cf. Hudson, B. A., "Social Control," in M. Maguire, R. Morgan and R. Reiner, *The Oxford Handbook of Criminology (second edition)*, Oxford : Clarendon Press, 1997, pp. 451-472.
- (σ) Bourdieu, P., *Choses Dites*, Paris : Les Edition de Minuit, 1987 (如監訳「構造と実践」新評論・一九八八年)、大村敦志「バカラ・象徴権力・法 (上) (下)」～「ハカル・バカラ」研究のための「アーティカル」(一九九四年) (同『法源・解釈・民法学』ハーバード法統論研究) (有斐閣・一九九五年) 所収)、如島喬「ハカル・バカラの再生産の社会学」北川他編・前掲書・157～175 頁。
- (ο) Blumer, H., *Symbolic Interactionism : Perspective and Method*, Englewood Cliffs : Prentice-Hall, 1969 (後藤英之訳「シハヤヒカヘ相互作用論～ペーパーハウイキンガ法」鶴草書房・一九九一年)、土堀雅隆「シハヤヒカヘ相互作用論」役割理論」佐藤慶幸・那須壽編著『危機の再生の社会理論』(ヤエス・社・一九九九年) 147 ～ 188 頁。
- (ι) Henry, S., and D. Milovanovic, "Constitutive Criminology : The Maturation of Critical Criminology," *Criminology*, Vol. 29 No. 2, 1991, pp. 293-315 ; Milovanovic, D., and S. Henry, "Constitutive Penology," *Social Justice*, Vol. 18 No. 3, 1991, pp. 204-224.
- (κ) 那須壽「シハヤヒカヘ誕生地世界の社会学」佐藤慶幸他編著・前掲書・九九～1111 頁、西原和久「シハヤヒカヘ発生論」の相田仁為論～現象学ルーツ～を再構成～」佐藤慶幸他編著・前掲書・1111～1117 頁。
- (λ) S. Henry and D. Milovanovic, op. cit., 1996, pp. 40-42.
- (μ) 押尾一男『ハグリハゲ論の諸相と犯罪学の課題』(成文堂・一九九一年)。
- (ν) S. Henry and D. Milovanovic, op. cit., 1996, pp. 116, 119.
- (ξ) 三輪敬一「カーネハケルムバノヘロカーネ闇心～カーネクルマヤーの組織化の問題」佐藤慶幸他編著・前掲書・1111～1111 頁、西原和久「シハヤヒカヘハヘンロカーナの視座」北川隆吉他編・前掲書・111～1111 頁。

川田眞「翻訳『[エスカルノ]』の叢書紹介」(弘文堂・一九九七年)。

- (17) S. Henry and D. Milovanovic, op.cit., 1996, p. 40.
- (18) 新知一成『ハタへの精神分析』(講談社・一九九五年)、加賀野井秀一『20世紀思想入門』(講談社・一九九五年)。
- (19) S. Henry and D. Milovanovic, op. cit., 1996, pp. 220-230.
- (20) Henry, S., and D. Milovanovic, "The Constitution of Constitutive Criminology : a Postmodern Approach to Criminological Theory," in D. Nelken(ed.), *The Futures of Criminology*, London : Sage Publications, 1994, pp. 110-133.
- (21) 竹村敏良「刑罰と懲罰の歴史的考察」(科大論叢)、犯罪社会学研究会(1994年)、長崎大学法政系(一九九七年)、長崎大学法政系(一九九七年)。
- (22) S. Henry and D. Milovanovic, op.cit., 1994, pp. 111-114.
- (23) Derrida, J., *L' Ecriture et la Différence*, Paris : Edition du Seuil, 1967 (堺谷題下)、堺谷題下「ハクナチャールの差異(上)」(1981年)、大村敦志「[エスカルノ]～[アラダム法]」書齋の窓四十七号(一九九八年)。
- (24) S. Henry and D. Milovanovic, op. cit., 1994, pp. 114-118.
- (25) Fitzpatrick, P., "Law, Plurality and Underdevelopment," in D. Sugarman(ed.), *Legality, Ideology and the State*, London : Academic Press, 1983 ; "Law and societies," *Osgoode Hall Law Journal*, Vol. 22 No. 1, 1984, pp. 115-138.
- (26) Hunt, A., "The critique of law : what is 'critical' about critical legal theory?" *Journal of Law and Society*, Vol. 14, pp. 5-19.
- (27) Deleuze, G., et F. Guattari, *Mille Plateaux : Capitalisme et schizophrénie*, Les Editions de Minuit, 1980. (伊藤邦一他訳『千の平野～資本主義と分裂～』)、(河出書房新社・一九九四年)。
- (28) Teubner, G., "The two faces of Janus : rethinking legal pluralism," *Cardozo Law Review*, Vol. 13, pp. 1143-62 ; Merry, S. E., "Legal Pluralism," *Law and Society Review*, Vol. 22 No. 5, 1988, pp. 869-896.

- (22) Gordon, R. W., "Critical legal histories," *Stanford Law Review*, Vol. 36, pp. 57-125; Brigham, J., and C. Harrington, "Realism and its consequences : an inquiry into contemporary sociological research," *International Journal of the Sociology of Law*, Vol. 17 No.1, pp. 41-62.
- (23) S.Henry and D. Milovanovic, op. cit., 1994, pp. 118-120.
- (24) S. Henry and D. Milovanovic, op. cit., 1994, pp. 120-125.
- (25) S. Henry and D. Milovanovic, op. cit., 1994, pp. 125-130.
- (26) De Haan, W., *The Politics of Redress : Crime, Punishment and Penal Abolition*, Boston : Unwin Hyman, 1990 ; cf. Bianchi, H., and R. van Swaaningen (eds.), *Abolitionism : Towards A Non-Repressive Approach to Crime*, Amsterdam : Free University Press, 1986.
- (27) Cohen, S., "Human rights and crimes of the state : the culture of denial," *Australian and New Zealand Journal of Criminology*, Vol. 26, 1993, pp. 97-115.
- (28) Delumeau, J., *La Peur en Occident : (XIVe-XVIIIe Siècles) Une Cité Assiégée*, Paris : Librairie Arthème Fayard, 1978. (※原文題・翻訳・留題『恐慌の歴史』新翻譯・一九七九年)
- (29) Luhmann, N., *Essays on Self-Reference*, New York : Columbia University Press, 1990. (+ナレ・大翻訳・留題『自己参照論』翻訳・一九九一年)
- (30) Smart, B., *Michel Foucault*, Ellis Horwood Limited, 1985 (三井外語『フーカー・ハーヴィー』新翻譯・一九九一年・一九八一年に翻訳)、栗田一雄『法社会学の體裁と構造～フーカー・ハーヴィーの問題～』(留題・一九九六年) | 田中一郎・大原。
- (31) Ericson, R., and K. Carriere, "The Fragmentation of Criminology," in D. Nelken(ed.), op. cit., pp. 89-109.
- (32) Harrington, C. B., "Moving from Integrative to Constitutive Theories of Law," *Law and Society Review*, Vol. 22 No. 5, pp. 963-967 ; Itzkowitz, G., "Social Theory and Law : The Significance of Stuart Henry," *Law and Society*,

Review, Vol. 22 No. 5, pp. 949-961; Sparks, R., "Recent Social Theory and the Study of Crime and Punishment," in M. Maguire et al. (eds.), op. cit., pp. 409-435.

(たけむら ひろゆき・本郷法政大学講師)